

平成27年度

第5回

農業委員会総会議事録

平成27年8月26日 開会

上士幌町農業委員会

平成27年度 第5回農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成27年8月26日(水) 午後2時00分～午後2時28分

2. 開催場所 上士幌町議会委員会室

3. 出席委員(11名)

2番	山本	弘一	8番	齊藤	哲也
3番	大井	隆行	9番	橋本	則正
4番	菅原	研均	10番	高木	己裕
5番	早坂	修	11番	佐藤	清
6番	阿部		12番	坂	雄晴
7番	石川	信幸			

4. 欠席委員(1名)

1番 福澤 寛幸

5. 議事日程

日程第1 開会宣言

日程第2 会長挨拶

日程第3 議事録署名委員の指名

日程第4 報告事項

- 1 農業委員会活動報告
- 2 農地のあっせんについて
- 3 その他

日程第5 協議事項

- 1 農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更について
- 2 その他

日程第6 審議事項

- 議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

日程第7 その他

- 1 今後の日程について
- 2 その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 高橋 智
事務局主査 森本 宏典

事務局主査 櫻井淳史

7. 傍聴人 なし

8. 議事録署名委員

6番 阿部 修
7番 石川 信幸

◎日程第1 開会宣言

○11番 (佐藤代理)

皆さん、こんにちは。

開会前に本日の出席状況を報告いたします。

本日は、1番 福澤寛幸委員より欠席との連絡を受けております。上士幌町農業委員会会議規則第8条の規定により出席委員が定数に達しておりますので、総会が成立していることを宣言いたします。

それでは、只今より平成27年度第5回農業委員会総会を開催いたします。

はじめに、会長より挨拶をお願いします。

◎日程第2 会長挨拶

○議長 (早坂会長)

皆さん、どうもご苦労さまです。

8月19日の一市三町の研修会、どうもご苦労さまでした。頑張っていただいたんですけども、パークゴルフの方は、最下位ということで終わってしまいました。来年度は、地元なので当然優勝することを目標にして頑張っていただきたいと思います。今日も総会の慎重審議、よろしくお願ひいたします。

◎日程第3 議事録署名委員の指名

○議長 (早坂会長)

それでは、日程第3 議事録署名委員の指名を行います。6番 阿部修委員、7番 石川信幸委員を指名いたします。よろしくお願ひいたします。

◎日程第4 報告事項1 農業委員会活動報告

○議長 (早坂会長)

これより議事に入ります。はじめに、日程第4 報告事項1 農業委員会活動報告について、事務局長より報告をお願いいたします。

○事務局（高橋事務局長）

それでは、7月中の農業委員会の活動状況についてご報告をいたします。

【報告事項1について、議案書をもとに朗読・説明】

以上、7月の活動報告とさせていただきます。

○議長（早坂会長）

只今、事務局長より7月中の活動状況について報告がありました。何かご質問ございませんか。

（「なし」の声）

○議長（早坂会長）

ないようですので、報告事項1はこれで終わります。

◎日程第4 報告事項2 農地のあっせんについて

○議長（早坂会長）

次に報告事項2 農地のあっせんについてを高木農地委員長より報告をお願いします。

○10番（高木委員）

農地のあっせんについて。農業委員会総会で協議していた農地のあっせんについて、下記の取組経過について報告いたします。

【報告事項2について、議案書をもとに朗読・説明】

以上です。

○議長（早坂会長）

只今、高木農地委員長より報告がありました農地のあっせんについて、ご質問ありませんか。

（「なし」の声）

○議長（早坂会長）

ないようですので、報告事項2はこれで終わります。

◎日程第4 報告事項3 その他

○議長（早坂会長）

報告事項3 その他について、こちらからはございませんが、皆さんから何かございますか。

（「なし」の声）

○議長（早坂会長）

ないようですので、報告事項はこれで終わります。次に移ります。

◎日程第5 協議事項1 農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更について

○議長（早坂会長）

日程第5 協議事項1 農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更についてを議題といたします。事務局から提案理由の説明をお願いします。

○事務局（櫻井主査）

協議事項1 農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更について、上士幌町長より事前協議がありましたので、その内容の可否についてご協議願います。

【協議事項1について、議案書をもとに朗読・説明】

以上、説明とさせていただきます。ご協議の上、お認めいただきますようお願いいたします。

○議長（早坂会長）

只今、事務局より協議事項1の提案理由の説明がありました、ここでご意見を伺います。今回は、用途区分変更が5件出されております。

初めに番号1についてのご意見等ございますか。

（「なし」の声）

○議長（早坂会長）

ないようですので、番号1については、原案どおり用途区分変更を認めることが決定いたしたいと思いますが、これにご異議ございますか。

（「異議なし」の声）

○議長（早坂会長）

異議なしと認め、原案どおり決定いたしました。

次に番号2から番号4につきましては、ストックポイントに関わる案件ですが、番号2の用途区分変更について、ご意見ございますか。

(「なし」の声)

○議長(早坂会長)

ないようですので、番号2については、原案どおり用途区分変更を認めるこ
ととして決定いたしたいと思いますが、これにご異議ござりますか。

(「異議なし」の声)

○議長(早坂会長)

異議なしと認め、原案どおり決定いたしました。

次に番号3の用途区分変更について、ご意見ござりますか。

(「なし」の声)

○議長(早坂会長)

ないようですので、番号3については、原案どおり用途区分変更を認めるこ
ととして決定いたしたいと思いますが、これにご異議ござりますか。

(「異議なし」の声)

○議長(早坂会長)

異議なしと認め、原案どおり決定いたしました。

次に番号4の用途区分変更について、ご意見ござりますか。

(「なし」の声)

○議長(早坂会長)

ないようですので、番号4については、原案どおり用途区分変更を認めるこ
ととして決定いたしたいと思いますが、これにご異議ござりますか。

(「異議なし」の声)

○議長(早坂会長)

異議なしと認め、原案どおり決定いたしました。

次に番号5について、意見等ござりますか。

(「なし」の声)

○議長(早坂会長)

ないようですので、番号5については、原案どおり用途区分変更を認めるこ
ととして決定いたしたいと思いますが、これにご異議ござりますか。

(「異議なし」の声)

○議長（早坂会長）
異議なしと認め、原案どおり決定いたしました。

◎日程第5 協議事項2 その他

○議長（早坂会長）
次に協議事項2 その他について、こちらからはございませんが、皆さま方
から何かございますか。

（「なし」の声）

○議長（早坂会長）
ないようですので、協議事項はこれで終わります。次に移ります。

◎日程第6 審議事項 議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項
の規定による農用地利用集積計画の決定について

○議長（早坂会長）
日程第6 審議事項 議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項
の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局
から提案理由の説明をお願いします。

○事務局（櫻井主査）
議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、上士幌
町長より決定の求められた農用地利用集積計画について議決を求める。

【議案第1号について、議案書をもとに朗読・説明】

以上、説明とさせていただきます。ご審議の上、ご決定をいただきますよう
お願いいたします。

○議長（早坂会長）
只今、事務局より議案第1号についての提案理由の説明がありました。こ
こで意見を伺います。今回は、賃借権の設定が1件出されております。
番号1についてご意見を伺います。ご意見ございますか。

（「なし」の声）

○議長（早坂会長）
ないようですので、番号1については、賃借権を設定することと決定いたし
たいと思いますが、ご異議ございますか。

(「異議なし」の声)

○議長（早坂会長）

異議なしと認め、原案どおり決定いたしました。

◎日程第6 審議事項 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

○議長（早坂会長）

次に議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局から提案理由の説明をお願いいたします。

○事務局（櫻井主査）

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請がございましたので、同法施行令第15条第2項の規定によりご審議を求めます。

【議案第2号について、議案書をもとに朗読・説明】

以上、説明とさせていただきます。ご審議の上、ご決定をいただきますようお願いいたします。

○議長（早坂会長）

只今、事務局より議案第2号について提案理由の説明がありました。番号1について、ご意見を伺います。ご意見ございますか。

2番 山本委員。

○2番（山本委員）

議案ですけども、事務局あたりに本来であれば航空写真を付けて、これ多分、〇〇〇さんの跡だと思うんですね。私も農業委員をやっていたから分かるんですけど。〇〇〇さんの8線というのかな、あそこの場所だと思うんですよ。地元の農業委員の方は分かると思うんですけど。これから、もうちょっと分かりやすいように。それで今、会長が言うように本来であれば、これは振興部会に1回付託をして、即座、これは問題ないと思うんですけど、休憩を取ってやらないと、一発勝負で、三役でどういうような考えを出したのか。総会でやるということで、本来であれば所管なんですねこれ、振興部会の。だから、付託を1回して休憩を、これ問題はないんですよ。だから、休憩を取って、即委員長が報告をして、そうして総会で決めていくという形が、後から何かあった場合ですね、問題がないのかなと。時と場合によっては、現地調査も必要とされると。これ、農協から出てきて、私も場所は分かりますから、問題はないので、今後、その辺のことを事務局長、事務局、会長を含めてですね、取扱いの所管ということをきちっと、1度した方が。一発勝負でやっていくと、ほかの人が分からない今まで後からやったということでもならない。そう

いうことで、ここは、問題ないです。以上です。

○議長（早坂会長）

はい分かりました。今後、そのようにしていきたいと思います。
ほかにございませんか。

（「なし」の声）

○議長（早坂会長）

ないようですので、番号1については、申請どおり転用を認めていくことと
しますが、ご異議ございますか。

（「異議なし」の声）

○議長（早坂会長）

異議なしと認め、原案どおり決定いたしました。

◎日程第7 その他1 今後の日程について

○議長（早坂会長）

次に日程第7 その他に移ります。その他1 今後の日程について事務局よ
り説明をお願いします。

○事務局（森本主査）

9月の日程表を掲載しております。来月は、議会の定例会が2日から18日
の会期の予定で開催されるということになっております。第4週目が今年の9
月は連休になってしまい、総会は、最後の週ですね、29日（火）を
予定したいということでお諮りをしたいと思います。以上です。

○議長（早坂会長）

どうでしょうか、皆さん。よろしいですか。

（「よろしいです」の声）

○議長（早坂会長）

はい。よろしいということで、29日に総会を行いたいと思います。

◎日程第7 その他2 その他

○議長（早坂会長）

次に、その他、お願いいいたします。

○事務局（高橋事務局長）

それでは、私の方から別紙でお配りしております先月行いました平成27年度の農業委員道内視察研修の決算について、ご報告をいたしたいと思います。

【別紙をもとに説明】

以上です。よろしくお願ひいたします。

○議長（早坂会長）

只今、視察研修の決算報告がありましたけども、何か皆様からご質問ござりますか。

（「なし」の声）

○議長（早坂会長）

ないようですので、次に移りたいと思います。

次に、またその他、お願ひいたします。

○事務局（櫻井主査）

その他でご報告させていただきます。先月の総会におきまして、産業廃棄物最終処分場の建設等に係る見解についてという議題で協議をさせていただきました。総会の結果に基づきまして、7月28日付で町に対しまして産廃処分場建設はやむを得ない、また、公害防止協定案についても原案どおりの内容で妥当と判断するとの内容で農業委員会会長名で文書にて回答してございます。その後、8月3日に町の担当者で庁舎内の会議が開催された際にですね、公害防止協定案の内容で一部文言訂正をお願いしたい旨の内容がありましたので、ご報告させていただきます。公害防止協定条項内に受け入れることのできる産業廃棄物は、上士幌町内で発生しているものと制限をしていますが、現状については、町外の物も受入れをしているので、実態に即して、ここの部分の記載を削除すべきとの結論になったことから、上士幌町内で発生しているものという部分の文言を削除し、修正案としたいとのことでしたので、会長にご相談させていただきまして、農業委員会として妥当と判断しますよということで回答させていただいております。また、今後のスケジュールといたしまして、○○○が北海道に対して産業廃棄物処理施設設置許可申請を行い、許可が下りますと転用申請が農業委員会に提出され、農業委員会で審議していただくという流れになってございます。以上、その他の報告とさせていただきます。

○議長（早坂会長）

事務局からの説明について、質問、意見ござりますか。

2番 山本委員。

○2番（山本委員）

文言の削除をもうちょっと正確に、どのように削除して、どのようにきちんとしたのか。

○議長（早坂会長）
事務局、お願ひいたします。

○事務局（櫻井主査）

公害防止協定の中に、第4条第2項にですね、今、全文を言います。「乙が受け入れる産業廃棄物は、上士幌町内で発生したものとし、安定5品目に分別して搬入したものののみを受け入れるものとする。」以下、省略するんですけど、そういう内容がございまして、実態といたしまして、これ農業委員会という問題よりも町の問題なんんですけど、町外からも受け入れているという話でして、この文言を入れることによって突かれてしまうような状況になってしまふので、公害防止協定案のこの「上士幌町内で発生したものとし」という部分を削除した方がよいのではないかという内容でした。以上で分かりますか。

○議長（早坂会長）
山本委員。

○2番（山本委員）

事務局が分かったとしても、相手が〇〇〇さんだと思うんだよね。そこの社長と文言の調整、町と農業委員会を含めてやったということで認識してよいのかな。

○議長（早坂会長）
事務局。

○事務局（櫻井主査）

公害防止協定なので、あくまで農業委員会には決定の権限は何もないで、妥当としますよという意見は言えるんですけど、こちらの協定案については、町と〇〇〇さんの中でやりとりして、そのようなことで妥結しているような内容となっています。

○議長（早坂会長）
山本委員。

○2番（山本委員）

そのように進めたいということだね、町と。そのように言ってください。そうしたら分かる。

○議長（早坂会長）
そのほか、何かご質問ございませんか。

（「なし」の声）

○議長（早坂会長）

ないようですので、これで終わりたいと思います。

◎ 閉会宣言

○議長（早坂会長）

これをもちまして、平成27年度第5回農業委員会総会を閉会いたします。
どうもご苦労さまでした。

（閉会時刻 午後2時28分）